

# 令和3年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和2年度 条例その他 その3)

# 目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 193 号 議 案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	1

## 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の6 健康医療局関係の表89の項から93の項までの規定中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表103の項、104の項、106の項及び107の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表109の項、111の項及び112の項中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同表124の項から127の項までの規定中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表127の6の項から127の9の項までの規定中「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同表127の15の項中「第23条の20第2項」を「第23条の20第4項」に改め、同表135の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表137の項中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同表138の項中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改め、同表138の3の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同表145の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表146の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同表165の2の項の次に次のように加える。

165の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第7項の規定に基づく同法による改正後の医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定の例による地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携薬局認定申請手数料	1万1,100円
165の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第12条第7項の規定に基づく同法による改正後の医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定の例による専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定申請手数料	1万1,100円

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、別表の6 健康医療局関係の表165の2の項の次に次のように加える改正規定及び次項の規定は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の6 健康医療局関係の表165の3の項及び165の4の項の規定は、令和3年7月1日以後に申請書を受理したものから適用する。

令和3年2月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、地域連携薬局認定申請手数料等を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。